

**申告が
必要です!**

所得税から住宅ローン 控除額を引ききれ なかった方

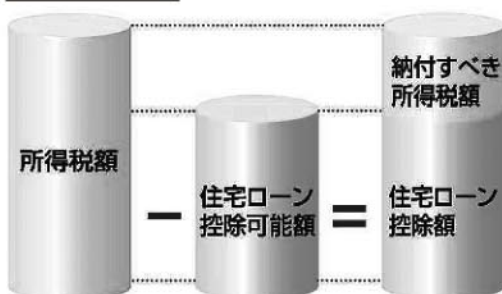
控除しきれなかった分は
住民税(所得割)から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

申告期限

平成20年
3月17日
まで

税源移譲前



税源移譲後



これまで所得税から控除できた住宅ローン控除額が減少

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、**毎年申告が必要**となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

**申告が
必要です!**

平成19年に所得税が減って 所得税が課され なくなった方

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

所得変動に伴う住民税の還付を受ける
ためには**申告が必要**となります。

平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書を提出してください。他の市区町村へ転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

申告期限

平成20年
7月1日~31日
まで

申告先

平成19年1月1日現在
お住まいの市区町村